

平成23年4月1日

各 位

岐阜県バドミントン協会
会長 神谷 哲郎

平成23年度岐阜県バドミントン協会評議員の報告並びに会員登録手続について

岐阜県バドミントン協会規約第12条・第27条・第28条の規定に基づき、下記のように評議員の報告及び会員登録をお願いいたします。

記

- ・ 評 議 員 (第12条) 加盟団体より1名選出し、登録申込書及び登録名簿に氏名を記載する。
- ・ 登 録 金 内 訳 (第27条)
 - 1. 団体登録金
 - (1) 高 校 男女各 5,000 円
 - (2) 大 学 男女各 5,000 円
 - (3) 一 般 男女各 5,000 円
 - 2. 個人登録金 (日バ登録金を含む)
 - (1) 高 校 生 1 人 1,000 円
 - (2) 大 学 生 1 人 1,000 円
 - (3) 一 般 1 人 2,000 円
 - (4) レディース 1 人 2,000 円
 - (5) 中 学 生 1 人 600 円
 - (6) 小 学 生 1 人 500 円
 - 3. 個人登録金 (県協会登録のみ)
 - (1) そ の 他 1 人 300 円
- ・ 役 員 会 費 (第28条)
 - 1. 会 長 120,000 円
 - 2. 副 会 長 30,000 円
 - 3. 常 任 理 事 6,000 円
 - 4. 理 事 4,000 円
 - 5. 顧 問・参 与 50,000 円

*個人登録金(日バ登録)を含む
- ・ 登 録 方 法 所定の登録申込書及び登録名簿に必要事項を記入し、諸費振込票控(コピー)を添付して下記あて送付する。
小学生、中学生、高校生、実業団、教職員、およびレディース各連盟加入者及び学校関係者(監督・コーチ)は、各連盟登録担当者あて登録書の送付及び登録料の納入を行うこと。
大学生、一般社会人の登録受付は協会が行う。
登録申込書は、団体で登録する場合にのみ使用し、初回登録時に提出する追加登録、個人登録の場合には不要。
登録書及び登録申込書は、協会ホームページに掲載のものを使用し、フロッピー又はCDに入力の上、印刷物と併せて送付する。
フロッピー・CDは登録番号を入力後返送する。
アドレス= <http://www014.upp.so-net.ne.jp/Gifu-BAD/index.htm>
- ・ 諸費納入方法 郵便振込とする。
口座番号 00830-9-103335
名 称 岐阜県バドミントン協会事務局
各連盟指定口座は別途連絡
領収書は発行しないので、振込票控えを保管のこと。
- ・ 登 録 書 送 付 先
 - 1. 大学生及び一般社会人
〒501-2105 山県市高富 2694-11
岐阜県バドミントン協会 会計 民谷千寿子
 - 2. 小学生、中学生、高校生、実業団、教職員、レディース各連盟加入者及び学校関係者(顧問・コーチ)は、各所属連盟登録担当者
各所属連盟登録担当者
各連盟担当者は別途連絡
- ・ 登 録 期 限 平成23年5月31日